

真庭市告示第236号

真庭市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例(平成27年条例第2号。以下「条例」という。)第7条第2項の規定により、再生可能エネルギー発電設備の設置を行う事業を抑制する区域(以下「抑制区域」という。)を下記のとおり変更したので、同条第3項の規定により告示する。

当該変更した抑制区域の範囲を表示した図面等は、真庭市建設部都市住宅課に備え置き、一般の縦覧に供する。

ただし、この告示の日前に、条例第11条の規定による住民等への説明会の開催等に既に着手していると市長が認める事業の抑制区域の適用は、なお従前の告示の例による。

令和3年(2021年)9月30日

真庭市長 太田



記

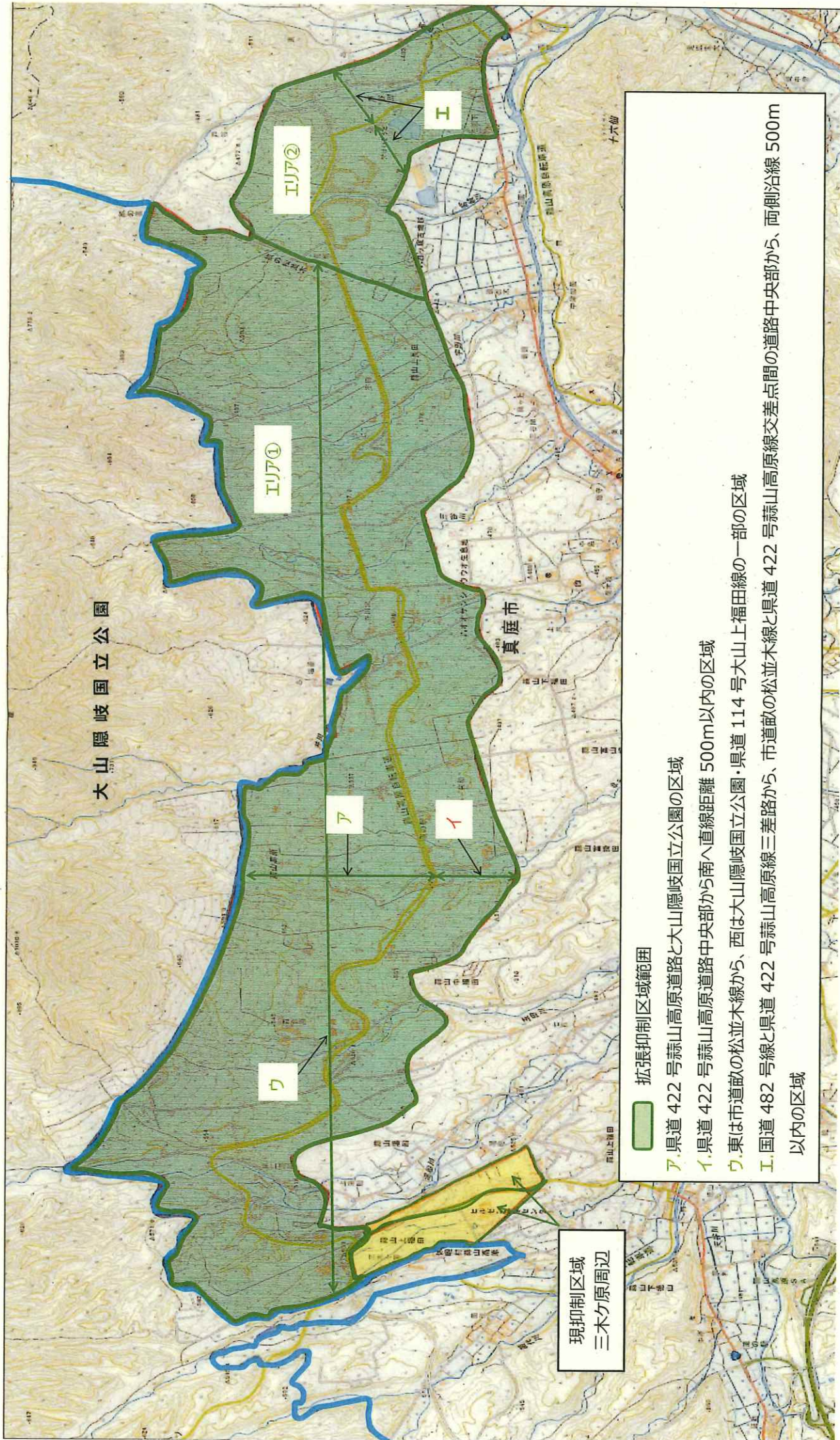
1 変更前の抑制区域

別紙「抑制区域の範囲」のうち黄色で示した区域

2 変更後の抑制区域

別紙「抑制区域の範囲」のうち黄色及び緑色で示した区域

別紙 抑制区域の範囲



現抑制区域
三ヶ原周辺

- 拡張抑制区域範囲
- ア 県道 422 号蒜山高原道路と大山隠岐国立公園の区域
- イ 県道 422 号蒜山高原道路中央部から南へ直線距離 500m 以内の区域
- ウ 東は市道畝の松並木線から、西は大山隠岐国立公園・県道 114 号大山上福田線の一部の区域
- I. 国道 482 号線と県道 422 号蒜山高原線三差路から、市道畝の松並木線と県道 422 号蒜山高原線交差点間の道路中央部から、両側沿線 500m 以内の区域